

財団法人 日本棋院寄附行為

大正 14 年 8 月 22 日	制定
昭和 22 年 4 月 30 日	改定
昭和 23 年 4 月 1 日	〃
昭和 28 年 3 月 31 日	〃
昭和 30 年 5 月 9 日	〃
昭和 47 年 2 月 16 日	〃
平成 2 年 6 月 6 日	〃
平成 15 年 1 月 27 日	〃
平成 18 年 4 月 6 日	〃

財団法人 日本棋院寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は財団法人日本棋院という(以下本院という)。

(事務所)

第2条 本院は主たる事務所を東京都千代田区五番町7番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本院は棋道の発達を図り、文化の向上に資することをその目的とする。

(事業)

第4条 本院は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 国内海外への囲碁の普及および国際交流の推進
- (2) 棋士の地位の向上と生活確保
- (3) 囲碁会館、囲碁学校および研修所の建設並びに経営
- (4) 棋戦の企画・実施・後援
- (5) 囲碁に関する書籍・雑誌・新聞の編集及び刊行販売並びに囲碁用品の販売
- (6) 図書室・資料館の設置・運営と囲碁の名跡保存
- (7) 段位制の確立と免状の交付
- (8) 前各号のほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第5条 前条の事業を遂行するために必要な規定は理事会の決議で定める。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 本院の財産は次の各号よりなる。

- (1) 設立者の寄附した財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品

(5) その他の収入

(資産の種類)

第7条 本院の資産は基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は次の各号よりなる。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 本院の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分制限)

第9条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

但し、本院の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決と評議員会の同意を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第10条 本院の事業遂行に要する経費は運用財産を以て支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本院の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決と評議員会の同意を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決と評議員会の同意を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第13条 本院の収支決算は理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけ、理事会の議決と評議員会の同意を経て、毎事業年度終了後3カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. 本院の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決と評議員会の同意を経て、

その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第14条 本院が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決と評議員会の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第15条 第9条但書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、本院が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決と評議員会の同意を経なければならない。

(事業年度)

第16条 本院の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員、総裁等

(役員の数)

第17条 本院には次の役員を置く。

- (1) 理事 19名以上25名以内(うち、理事長1名、副理事長1名又は2名、及び常務理事7名以内)
- (2) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は評議員会において選任し、理事長が委嘱する。但し、本院の所属棋士で理事及び監事に選任される者は、正棋士に採用後満3年以上経過した満25歳以上の者でなければならない。選任方法は理事会で別途定める。

2. 理事は互選により理事長、副理事長1名又は2名及び常務理事7名以内を定める。
3. 監事には本院の理事(その親族、その他特殊関係ある者を含む)及び職員が含まれてはならない。又各監事は、相互に親族その他特殊関係にあってはならない。

(理事の職務)

第19条 理事長は本院を代表し、重要な本院の業務(以下院務という)を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐するほか、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
3. 常務理事は理事長の委嘱に基づき、院務を処理し又は分掌する。
4. 理事は理事会を組織し、この寄附行為に定めるもののほか、院務に関する事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は本院の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期)

第21条 本院の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の解任)

第22条 役員が次の各号の1に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第23条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員の報酬は理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選出等)

第24条 本院に次の評議員を置く。

- (1) 本院所属棋士評議員 15名以上20名以内
- (2) 本院所属棋士以外の評議員 5名以上10名以内
- (3) 評議員の人数は、理事現在数と同数以上とする。
2. 本院所属棋士の評議員は、正棋士に採用後満3年以上経過した満25歳以上の者を理事会において選任し、理事長が委嘱する。正棋士については別途定める。
3. 本院所属棋士以外の評議員は理事会において選任し、理事長が委嘱する。
4. 本条第2項第3項の選任方法は理事会で別途定める。
5. 評議員は理事及び監事に選任されたとき、並びに本院所属棋士がその資格を失ったときにはそれぞれ評議員の資格を失う。
6. 評議員には第21条(任期)第22条(解任)及び第23条第1項(報酬)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」

と読み替えるものとする。なお、評議員の解任については第 22 条の規定を準用するほか、評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決により同条第 1 号及び第 2 号に該当する評議員を解任することができる。

(評議員の職務)

第25条 評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(名誉総裁、総裁)

第26条 本院に理事会及び評議員会の議決を経て、名誉総裁及び総裁各々 1 名を置くことができる。

2. 名誉総裁及び総裁はその功績を讃えるための最高の称号とする。
3. 名誉総裁及び総裁の任期は 3 年とし再任を妨げない。

(最高顧問、名誉顧問、顧問、相談役及び参与)

第27条 本院に理事会の議決を経て、最高顧問、名誉顧問、顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。

第 5 章 棋士、審査役及び職員

(棋士)

第 28 条 審査会の選考を経、理事会の承認を経た者を本院の所属棋士とする。

2. 本院の所属棋士は本院の規定により、棋道の研究後進の育成・指導、囲碁の普及に努める。

(審査役)

第29条 理事長は理事会の決議を経て、七段以上の棋士の中より審査役若干名を委嘱する。

2. 審査会は審査役を以て組織し、前条第 1 項の本院所属棋士の選考及び段位の認定並びに対局上の疑義の判定を行う。審査会規定は別途定める。

(事務局及び職員)

第30条 本院の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2. 職員は理事長が任免する。
3. 職員に関する事項は、就業規則及び諸規定で別途定める。

第6章 会 議

(会議の種類、招集等)

- 第31条 役員会は理事会、常務理事会の2種とし、理事会は本院の基本方針、この寄附行為で定める事項及びその他の重要事項を決定、常務理事会は理事会の方針に基づき、日常の院務に関する重要事項を審議決定する。
2. 理事会は毎年2回理事長が招集する。但し理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を明示して理事会の招集を請求された場合及び第20条(4)による監事の請求があった場合は、理事長はその請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。理事会規定は別途定める。
 3. 常務理事会は理事長、副理事長及び常務理事を以て組織し、毎月1回以上理事長が招集する。常務理事会規定は別途定める。
 4. 評議員会は理事会の議決に基づき理事長が招集する。但し、理事長は会議に付議すべき事項を示して評議員現在数の3分の1以上の評議員又は第20条(4)に基づき監事から評議員会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から20日以内に評議員会をそれぞれ招集しなければならない。
 5. 理事会及び常務理事会の議長は、理事長とする。評議員会の議長については、評議員の中から互選で選出する。

(役員会等の定足数等)

- 第32条 理事会、評議員会は、理事、評議員現在数の各々の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
2. 理事会及び評議員会においては、当該議事につき書面を以てあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
 3. 理事会、常務理事会及び評議員会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事、常務理事及び評議員現在数の各々の出席者の過半数を以て決する。可否同数の場合は議長が決定する。

(評議員会)

- 第33条 次に掲げる事項の決定については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他本院の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(議事録)

第34条 役員会及び評議員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為の変更は理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第36条 本院の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本院の解散に伴う残余財産は理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本院の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第38条 本院の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。但し、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員、棋士及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項の書類及び帳簿は次の区分により保存しなければならない。
 - (1) 第1号から第4号まで及び第6号、第8号から第11号までのものは永年
 - (2) 第5号のものは10年以上
 - (3) 第7号及び第12号までのものは1年以上
3. 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿はこれを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第39条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この寄附行為は文部科学大臣の設立許可のあった日（大正14年8月22日）から施行する。
2. この寄附行為の施行日現在の理事、監事及び評議員については任期満了まで改定前の寄附行為を適用する。